

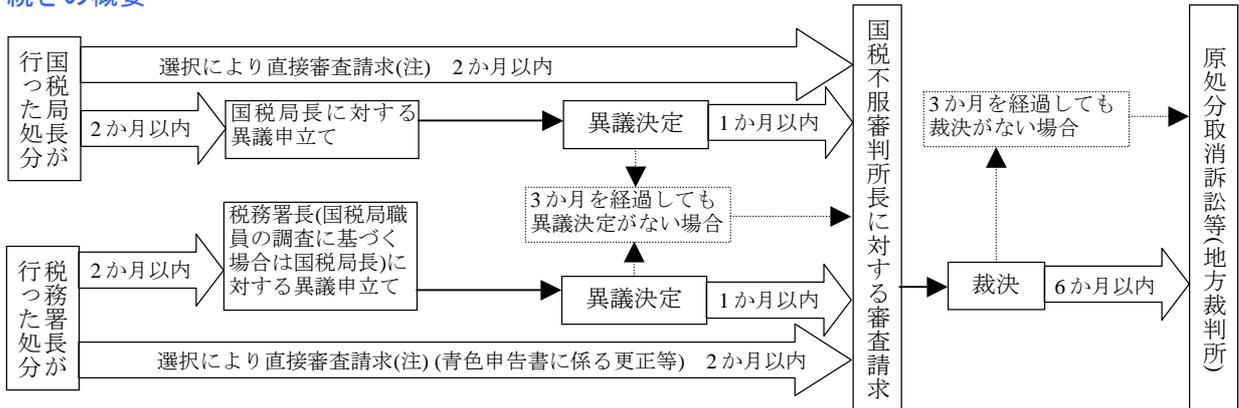
太陽 ASG 今月の経理情報

今回のテーマ： 課税処分に対する不服申立てと訴訟

課税処分に対する納税者の救済制度には、行政上の救済制度(不服申立て)と司法上の救済制度(訴訟)があります。

不服申立て(異議申立て、審査請求)と訴訟の手続きの概要と状況は、つぎのとおりです。

1 手続きの概要



(注) 税務署等の処分に対する不服があるときは、まず、異議申立てをするのが原則ですが、青色申告書についての更正処分などの場合には、異議申立てをせず、直接審査請求をすることができます。

2 不服申立てと訴訟の状況 (国税庁のHPより)

1) 不服申立て

① 異議申立て

年度	要処理件数			計	処理済 件数	請求容認	
	繰越件数	異議申立 件数	伸び率			件数	割合
H16	1,469	4,272	△ 23.3	5,741	4,516	610	13.5
17	1,225	4,501	5.4	5,726	4,549	618	13.6
18	1,177	4,301	△ 4.4	5,478	4,027	411	10.2

② 審査請求

年度	要処理件数			計	処理済 件数	請求容認	
	繰越件数	審査請求 件数	伸び率			件数	割合
H16	2,734	3,087	△ 10.4	5,821	3,382	493	14.6
17	2,439	2,963	△ 4.0	5,402	3,167	470	14.8
18	2,235	2,504	△ 15.5	4,739	2,945	361	12.3

2) 国側を被告とした訴訟

年度	繰越件数	訴訟提起		計	訴訟終 結件数	原告勝訴	
		件数	伸び率			件数	割合
H16	534	552	12.2	1,086	478	57	11.9
17	608	394	△ 28.6	1,002	559	52	9.3
18	443	401	1.8	844	447	80	17.9

国の敗訴割合は過去 10 年で最も高い 17.9% となっていますが、その要因としてストックオプション事件の敗訴 19 件、少額減価償却資産に関する事件の敗訴 9 件が影響しています。

お見逃しなく!

1. 税務署等は、納税者と異なり、不服審判所の判決の内容を不服として訴訟を提起することはできません。
2. 最近、巨額の移転価格課税更正処分に対して、不服申立てが相次いでおり、課税当局の強気の姿勢がうかがえます。

異議申立ての段階で、異議の一部が認められた事例もあります。「京セラ」の場合は、移転価格課税更正処分(追徴課税 127 億円)に対する異議申立てを行い、1 年 4 ヶ月にわたる国税当局への説得作戦の結果、異議の一部が認められ 43 億円が還付されています。